

15. 債務超過に陥っている会社における再生手法 (その2) (前回からの続き)

Q15: 債務超過に陥っている会社における再生事例としての無償減資に続くスキームを教えてください。

A15:

2. 金庫株の取得と消却

特定の株主の持株数のみを減少させたい場合、いわゆる金庫株の取得による手法が考えられます。

この場合、金庫株として株主から自己株式を取得する場合、その取得が無償であるならば、定時株主総会の決議は必要ではありません。商法が規制する自己株式の取得とは、有償取得の場合を意味し、無償取得の場合には買受けには当たらないからです。また債務超過であるので、取引時価についてはゼロ円で問題が発生しないとします。(金庫株 = 自己株式の取得についてはこのシリーズ第 6 回を参照)

3. DESによる債務の株式化

債務超過の会社を再建する際に、債務の株式化 (DES) がよく行われます。これは、債務者にとっては債務が資本化されることにより、金利負担が軽減され、収益の向上につながり、財務内容を大幅に改善することが可能になります。一方債権者にとっても、返済見込みの可能性が低い債権が、債権の一部を株式化することによって、残った債権の回収が促進できますし、将来の株式の値上がり益も期待できます。そして、株式化した時に、相当額の損失 (実態は貸倒損失) 計上もできます。

DESが行われた場合、債権者にとっては、債権を現物出資し有価証券を取得したことになります。この債権者が取得した有価証券の取得価額は、時価となります。そして、その時価との差額が債権譲渡損失として計上されます。合理的な再建計画等に基づき債権の現物出資が行われた場合、その債権譲渡損失は税務上も損金の額に算入されます。

債務者にとっては、第三者割当増資ということになり、債務の額面金額にて資本の振り替えが行われ、資本取引となります。手続としては通常の第三者割当と同じ手続が行われます。

このように、DESでは、債権者側の会計・税務処理と、債務者側の会計・税務処理は必ずしも連動を求められていないと考えられています。

DESのよって取得した会社の株式の取得価額は、会計上も税務上も「時価」とされていますが、「時価」=発行価額となることを明示した規定はありません。(DES = 債務の株式化についてはこのシリーズ第 7 回を参照)。

4. 新しいスポンサーによる第三者割当増資の留意点

もともとの大株主であったA氏の株主責任を問うために1.の減資と2.の金庫株の無償取得により、持株をゼロにした後に、第三者割当増資により、新しいスポンサーが資本を注入することになりました。なおこの際、通常の第三者割当増資と同じように、発行価額等については、商法上の有利発行の問題や、税務上の有利発行や株主間の経済的な利益の移転に関して留意する必要があります。